

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

- (1) 登校 8時20分までに登校する。
- (2) 下校 下校時刻を守る。
 - 2 登下校は、原則として徒歩とし(バス通学許可児童を除く)、決められた通学路を通る。
 - 3 欠席・遅刻、早退する場合は、原則として、欠席票を用い、事前に保護者が学校に連絡する。

(服装等)

第3条 学校生活にふさわしい服装を着用する。

- 2 運動できる靴をはく。
- 3 登下校時は、ランドセルを使用する。キーホルダー等の飾りはつけない。
- 4 校内では、名札をつける。

(髪型)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。ゴムは、安全で華美にならないものにする。

- 2 染色・脱色などの場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガなどの装身具
- (2) 化粧、口紅、色つきリップ等の使用、マニキュア等の爪への装飾
- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

(持ち物)

第6条 不要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。やむを得ず持ち込みが必要な場合は許可願を学校に提出する。許可された携帯電話は、在校中は職員室で保管する。

- 2 体調不良のため必要なもの(薬用品・クリーム・リップクリーム等)は保護者から担任に申し出る。
- 3 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第7条 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

- 2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。
- 3 ショッピングモール・ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。
- 4 川や海で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。

(安全)

第8条 交通のきまりを守る。

- 2 長期休業中の登校やプール利用の時であっても、自転車で来ない。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①万引き
- ②威圧・強要行為
- ③建造物・器物損壊
- ④飲酒・喫煙
- ⑤その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校のきまりなどに従わない行為

- ①いじめ、暴力
- ②授業妨害や授業エスケープ
- ③指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
- ④その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

- 第10条 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等、発達段階に応じた反省指導を行う。
- 2 特別な指導は、必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
 - 3 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
 - 4 特別な指導の期間は、原則3日間とする。状況に応じて別途協議して、期間を設け実施する。
 - 5 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとり、事実確認や被害状況の把握を行う。
 - 6 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。
 - 7 問題行動及び反省の状況について保護者に説明するとともに再発防止に向けて、具体的な取り組みについて、保護者と共通理解を図り、生活改善への指導を行う。

付則

- この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- この規程は、平成24年6月7日より一部修正して施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より一部修正して施行する。
- この規程は、平成31年4月1日より一部修正して施行する。